答弁第八七号平成二十三年十二月九日受領

内閣衆質一七九第八七号

平成二十三年十二月九日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質

問に対し、 、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関す

る質問に対する答弁書

一及び四から六までについて

お尋ねについては、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、 引き続き調査を行っているところで

あり、お尋ねの歴代の外務大臣の下でもこの方針に変わりはないが、 「潮の舞」の所在に関する新たな情

報は得られていない。

二及び三について

御指摘の公電での報告が行われた平成二十一年五月二十一日以降では、平成二十二年七月三十日に、 在

ウズベキスタン日本国大使館から外務省に対し、 公電で報告がなされている。

しについて

潮の舞」 の所在については調査がいまだ終了していないことから、現時点では、その結果について対

外的な説明を行っていないが、いずれにしても、外務省としては、在外公館における美術品管理に責任を

有する立場から引き続き調査を行っていく考えである。